

No.11

令和2年度熊谷市一般会計補正予算書

議案第 7 1 号

令和 2 年度熊谷市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 2 年度熊谷市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 4 6 6, 3 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 9, 5 4 1, 7 0 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 9 月 3 日 提出

埼玉県熊谷市長 富 岡 清

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

単位 千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		342,797	△35,192	307,605
	1 負担金	342,797	△35,192	307,605
14 使用料及び手数料		813,352	△13,616	799,736
	1 使用料	708,604	△13,616	694,988
15 国庫支出金		31,422,567	1,550,394	32,972,961
	1 国庫負担金	9,652,408	86,547	9,738,955
	2 国庫補助金	21,738,706	1,463,847	23,202,553
16 県支出金		4,977,850	69,121	5,046,971
	1 県負担金	3,419,569	11,382	3,430,951
	2 県補助金	1,174,776	57,739	1,232,515
18 寄附金		1,001	5,826	6,827
	1 寄附金	1,001	5,826	6,827
20 繰越金		2,034,311	165,300	2,199,611
	1 繰越金	2,034,311	165,300	2,199,611
21 諸収入		4,753,475	△301,435	4,452,040
	5 雑入	3,501,488	△301,435	3,200,053
22 市債		2,542,700	26,000	2,568,700
	1 市債	2,542,700	26,000	2,568,700
歳 入	合 計	88,075,310	1,466,398	89,541,708

歳 出		単位 千円		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		25,835,450	53,569	25,889,019
	1 総務管理費	24,470,273	42,522	24,512,795
	3 戸籍住民基本台帳費	481,237	11,047	492,284
3 民生費		28,981,444	209,640	29,191,084
	1 社会福祉費	13,086,105	93,590	13,179,695
	2 児童福祉費	11,606,239	115,050	11,721,289
	3 生活保護費	4,289,100	1,000	4,290,100
6 農林水産業費		1,241,727	1,312	1,243,039
	1 農業費	1,225,414	1,312	1,226,726
7 商工費		5,364,154	45	5,364,199
	1 商工費	5,364,154	45	5,364,199
8 土木費		7,229,433	12,365	7,241,798
	3 河川費	293,159	12,000	305,159
	4 都市計画費	4,295,277	365	4,295,642
9 消防費		2,904,626	96,200	3,000,826
	1 消防費	2,904,626	96,200	3,000,826
10 教育費		5,620,215	1,093,267	6,713,482
	1 教育総務費	1,135,198	906,112	2,041,310
	4 幼稚園費	29,061	500	29,561
	5 社会教育費	1,636,171	393	1,636,564
	6 保健体育費	1,353,472	186,262	1,539,734
歳 出	合 計	88,075,310	1,466,398	89,541,708

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
文化会館空調設備改修工事	令和3年度	200,000千円

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
準用河川緊急浚渫事業	26,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	10年以内(うち据置3年以内)償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

